

## 議決権行使レポート

証券コード 5803

会社名 株式会社フジクラ

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金の処分	○		
第2号議案 定款一部変更	○		
第3号議案 非監査等委員の取締役選任			
伊藤 雅彦 氏	○		
岡田 直樹 氏	○		
坂野 達也 氏	○		
飯島 和人 氏	○		
第4号議案 監査等委員の取締役選任			
成毛 幸二 氏	○		
花崎 浜子 氏	○		
吉川 恵治 氏	○		
山口 洋二 氏	○		
目黒 高三 氏	○		

### 上記の推奨をした理由

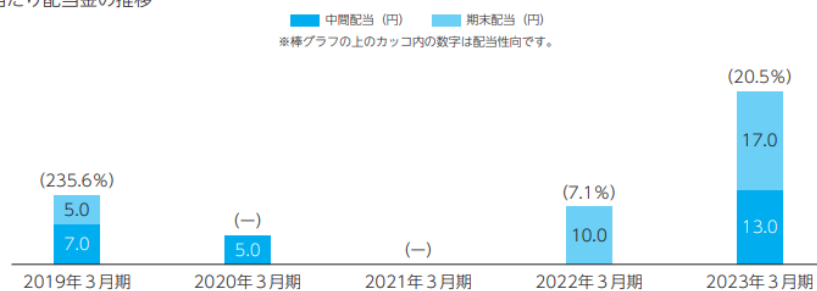
以下、ISSの提唱する「2023年版日本向け議決権行使助言基準」（以下、「助言基準」と呼ぶ。）を優先的な判断基準とし、判断理由を述べる。

#### 《第1号議案》

剰余金の処分に関して、「配当性向が15%から100%の場合、通常は賛成を推奨する。」という助言基準に基づき賛成とした。

以下は株式会社フジクラ（以下、「フジクラ」と呼ぶ）の株主総会招集通知に記載され

(ご参考)  
1株当たり配当金の推移



ている参考資料である。

2019年度、2020年度の大幅な業績悪化から、2020・2021年3月期は親

会社株主帰属当期純利益が赤字へ転じ、配当額、配当性向の面からも懸念点が多かった。しかし、招集通知によると、事業再生計画「100日プラン」が功を奏すなど、今期の親会社株主帰属当期純利益は403億円の黒字と大幅な復活を遂げ、配当額も過去最高の一株17円となり、配当性向も基準の15%を上回る20.5%まで回復した。したがって、剰余金の処分に関しては満足できる内容であり、賛成とした。

#### 《第2号議案》

定款の一部変更についても、助言基準や後述の客観的合理性から考えて、賛成とした。

今回の定款変更は2項目で、1つ目が、株主総会の議決権の不統一行使にかかる事前通知の方法について、従来の書面方式に電磁的方法を加えるといったものである。これは、ペーパーレス化が進んでいる潮流から合理的な定款変更だと判断できるため、賛成である。

2つ目は、会社法第426条第1項に則り、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議で免除できるようにし、また、会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約の範囲を社外取締役から取締役に拡大するものである。双方、助言基準における「取締役、監査役の責任減免の取締役会授権及び責任限定契約」にて、賛成を推奨されており、法令に基づいた変更である点から合理性についても保証されているため、賛成である。

以上、2項目について賛成ゆえ、この議案についても賛成である。

#### 《第3号議案及び第4号議案》

非監査等委員及び監査等委員の取締役選任について、主に取締役選任に関する助言基準に基づいて、全員賛成とした。この際、フジクラが監査等委員会設置会社であることを鑑みて、助言基準としては、監査等委員会設置会社に関する取締役選任のものを参照した。

全体的に、前述のフジクラの業績回復から、経営陣である再任の非監査等委員の取締役については肯定的に評価することができる。また、以下は、監査等委員会設置会社の取締役選任に関する、反対推奨の助言基準である。

- 資本生産性が低く（過去5期平均の自己資本利益率[ROE]が5%を下回り）かつ改善傾向にない場合、経営トップである取締役
- いわゆる政策保有株式の過度な保有が認められる場合（政策保有株式の保有額が純資産の20%以上の場合）、経営トップである取締役
- 株主総会後の取締役会に占める社外取締役の割合が3分の1未満の場合、経営トップである取締役
- 株主総会後の取締役会に女性取締役が一人もない場合、経営トップである取締役
- 親会社や支配株主を持つ会社において、株主総会後の取締役会に占めるISSの独立性

基準を満たす社外取締役の割合が3分の1未満の場合、またはISSの独立性基準を満たす社外取締役が2名未満の場合、経営トップである取締役

- ISSの独立性基準を満たさない監査等委員である社外取締役
- 前会計年度における取締役会の出席率が75%未満の社外取締役、及び監査等委員会の出席率が75%未満の監査等委員である社外取締役

以上の項目について考える。1つ目に関して、当期純損失が当期純利益に転じており、改善傾向にあるため、基準を満たす。2つ目に関して、フジクラは2023年6月25日現在、他社株を合計74億7800万円保有しているが、2023年3月期決算短信によれば、純資産合計額は2938億1300万円であり、到底20%には及ばず、基準を満たす。3つ目に関して、監査等委員の取締役である花崎氏、吉川氏、山口氏、目黒氏の4名は社外取締役であり、取締役が計9名であることから、3分の1の社外取締役という基準を満たす。4つ目に関して、花崎浜子氏は監査等委員の取締役に、女性であるため基準を満たす。5つ目に関して、2023年6月25日現在、フジクラに親会社や支配株主はおらず、条件を満たす。6つ目に関して、ISSの掲げる独立性基準<sup>1</sup>を考える。このレポートでは、大株主を会社の経営権に大きな影響を持つような株主ととらえる。出資比率が大株主と言えそうな株主として、最大の株主で出資比率19.44%の日本マスタートラスト信託銀行株式会社が存在するが、同社に勤務経験のある監査等委員の社外取締役はいない。また、次点で出資比率の大きい株主は出資比率が6.91%と、大株主とは言いづらいため、この点の条件は満たされている。他に特筆すべき事項として、第5項があるが、目黒氏はフジクラの監査法人であるPwCあたら有限責任監査法人の前身組織での勤務経験があり、独立性の基準自体は満たしていないが、目黒氏の同監査法人在籍中に、フジクラの監査に関与したことはないため、問題はないと判断した。他の項目についても、大きな問題は見られないため、この点については基準が満たされている。7つ目に関して、前会計年度において、社外取締役は花崎氏、吉川氏、山口氏、目黒氏の4名であり、4名とも監査等委員で取締役会の出席率は100%である。また、吉川氏に関しては1人だけ、監査等委員会の出席率が94.7%と最

---

<sup>1</sup>以下に当てはまる場合、独立していないと判断される。

- 会社の大株主である組織において、勤務経験がある
- 会社の主要な借入先において、勤務経験がある
- 会社の主幹事証券において、勤務経験がある
- 会社の主要取引先である組織において、勤務経験がある
- 会社の監査法人において、勤務経験がある
- コンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係が現在ある、もしくは過去にあった
- 親戚が会社に勤務している
- 会社に勤務経験がある
- 会社が政策保有目的で保有すると判断する投資先組織において、勤務経験がある

低であるが、これは基準を満たす。これらの助言基準以外の観点について、女性取締役が9人中1人と少ないようにも感じられたが、これは取締役として適切な女性が偶然少なかったというような事情も考えられ、多ければいいという単純な話ではないため、すぐさま問題視すべき事案ではない。しかしながら、女性を男性に比べて冷遇するのは歓迎されない行為であるから、公平に評価することを忘れてはならない。

以上の理由から、フジクラの取締役選任について、大きな問題は見られず賛成とした。

#### [参考文献]

- ・株式会社フジクラ, 第175回定時株主総会招集ご通知, 閲覧日 2023-6-25,  
[https://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/\\_icsFiles/afieldfile/2023/06/06/meeting\\_175.pdf](https://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/_icsFiles/afieldfile/2023/06/06/meeting_175.pdf)
- ・株式会社フジクラ, IR-株式の状況, 閲覧日 2023-6-25,  
<https://www.fujikura.co.jp/ir/library/stock/index.html>
- ・Institutional Shareholder Services, 2023年版日本向け議決権行使助言基準, 閲覧日 2023-6-25, <https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf>
- ・株式会社フジクラ, IR-決算説明等, 閲覧日 2023-6-25,  
<https://www.fujikura.co.jp/ir/statement/presentation/>